令和5年度内の発行

平成6年の生徒指導要録の改訂に伴い、要録の保存期間が変更されました。 以下の期間の卒業生は発行できない証明書があります。

令和4年度時点		卒業証明書	成績証明書	調査書	単位修得 証明書	不発行 証明書
卒業後 20年以上	平成14年3月以前の卒業 (37期生以前)	0	×	×	×	0
卒業後 20年未満	平成15年3月以降 平成30年3月以前の卒業 (38期生~53期生)	0	×	×	0	0
	平成31年3月以降 令和5年3月の卒業 (54期生~58期生)	0	0	0	0	×

平成6年の改訂

学校教育法施行規則第28条に定める指導要録の保存期間 (学籍に関する記録は20年間、指導に関する記録は5年間)

平成5年以前

学校教育法施行規則に定める指導要録の保存期間:20年間